

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、飯山町東小川土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）浦池1号地区）計画を変更することについて平成19年5月2日認可した。

平成19年5月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀